

町臨時職員および調理員を募集

臨時職員

- 【職 種】学校用務員、司書事務員
- 【勤務場所】町内各小中学校
- 【雇用期間】学校用務員：4月1日から平成18年3月31日までのうち8月を除く11ヶ月間
司書事務員：4月1日から平成18年3月31日まで
- 【勤務時間】午前7時45分から午後4時15分まで（月曜日～金曜日）[各小中学校によって若干異なります]
- 【募集人員】学校用務員：男子3人、司書事務員：女子1人
- 【賃 金】学校用務員、司書事務員とも日給5,850円
- 【応募資格】学校用務員：昭和18年4月2日以降に生まれた男子
日曜大工が趣味のかた
司書事務員：昭和40年4月1日以降に生まれたかた
司書もしくは司書補免許をお持ちのかた
- 【応募方法】2月18日（金）から28日（月）の間に履歴書を役場企画課学事係まで提出。書類審査を経て、後日面接試験により採用者を決定します。
- 【問 合 先】企画課学事係（内線 237・238）

調理員

- 【職 種】臨時調理員
- 【募集人員】2人
- 【勤務時間】午前8時30分から午後0時30分まで
- 【応募資格】健康で給食調理の仕事に意欲をお持ちのかたでおおむね40歳までのかた
- 【賃 金】時間給810円
- 【申込期限】1月17日（月）
- 【問 合 先】町学校給食センター
☎387・5321



破産手続きの方法が変わりました 岐阜地方裁判所

破産手続きを定めた改正破産法が昨年の5月25日に成立しました。手続きの迅速化および合理化、個人の破産・免責手続きの見直し、この改正の大きな柱とされています。改正後の個人の破産手続きは、次の図のとおりです。

個人の破産手続きの流れ

（赤字は主な改正点です。）

